

ジョン・ロック『自然法論』をめぐる諸考察

愛 敬 浩 二

目次

- 一 本稿の問題関心
- 二 ロック政治思想における『自然法論』の地位
- 三 『自然法論』の地位の再検討
- 四 アメリカ先住民観の転換とその意味
- 五 「個別的服従義務」と近代主権国家
- 六 結びに代えて

一 本稿の問題関心

一〇〇三年に上梓した『近代立憲主義思想の原像——ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』における私の問題

関心は、「憲法思想の古典」と称されるるるの多いロック (John Locke) の『統治二論 Two Treatises of Government』が、いかなる意味で「憲法思想の古典」であるのかといふことを、近年の政治思想史研究の成果を踏まえつつ、憲法理論的に明らかにすることにあつた。そのため、同書には、ロック政治思想研究という観点からの評価する場合、重大な「欠陥」があつたいとを自認してゐる。それは、ロックの主著ともいふべき『人間知性論 An Essay Concerning Human Understanding』の検討をほとんど行つてゐない点である。もちろん、この「欠陥」の最大の原因は、私の能力不足にある。しかし、拙著の問題意識は、あくまでも『統治二論』とこうテクストを憲法思想史の観点から理解する、とある。決して、ロックの思索・思考の全体像を明らかにする上で必要不可欠な、『統治二論』と『人間知性論』を統一的に理解するための考察を放棄する一方、『統治二論』を一七世紀イギリスの憲法論争に位置付ける作業や、ジョージ・ロウソン (George Lawson) の『聖俗政治論 Politica Sacra et Civilis』と『統治二論』の比較検討など、いた問題に多くの紙幅を費やしだのであつた。ともあれ、私の能力の乏しさと問題関心の限定性を勘案すると、『人間知性論』の検討を省いたのは、合理的な選択であつたと現在も考えてゐる。

他方、拙著がいわゆる『自然法論 Essay on the Law of Nature』の検討を省いたことは、いかに私の能力が乏しく、私の問題関心が限定的であるとしても、その是非を問われて然るべき問題といえる。⁽⁴⁾なぜなら、『自然法論』は『統治二論』をより深く理解する上で、必要不可欠なテクストとして一般には評価されているからである。『自然法論』とは、ロックの手稿や書簡を集めた『ラブレース・コレクション Lovelace Collection』の中から、一六六〇年から六四年にかけてロックが執筆したものと推定される自然法に関する一連の手稿をフォン・ライヘン (W. von Leyden) が整理し、一九五四年に『自然法論』と題して公刊した書物のものである。たとえば、ハーファム (E.J. Har-

pham)によれば、「自然法論」は単に若きロックが直面していた知的問題への洞察を与えるだけではなく、「統治二論」の中に見出されてきた様々な問題、矛盾、および緊張関係の解明にも役立つと評価される。⁽⁶⁾また、日本においても、たとえば田中正司は、「自然法論」は「統治二論」の根幹を成す自然法に関するロックの見解が具体的に展開されていたばかりか、「自然法論」こそ、彼の全著作の問題意識の出発点を成すものとして、「人間知性論」の認識論と「統治二論」の政治論の共通の基盤を成すものであつたと評価している。⁽⁷⁾

「自然法論」に対する以上のような評価を知りながら、それにもかかわらず、その検討を省いたとすれば、その理由が示されて然るべきであろう。私は、「自然法論」をロック政治思想形成史の基点に置くことに慎重である方が、「統治二論」の歴史的意味内容を明らかにするという拙著の課題との関係で、合目的的なアプローチであると判断した。その理由を「二」と「三」で明らかにしたい。さらに、「自然法論」から「統治二論」へのロック自然法思想の「形成・発展」を論ずる研究が少なくないことから、「自然法論」と「統治二論」におけるロックの政治論や社会観の差異を検証することによって、「統治二論」を理解する上で「自然法論」を併読することが必須とはいえないことを明らかにする。これは「四」と「五」の課題である。

本稿の問題関心の出発点は、拙著を執筆する過程で、綿密なテキスト・クリティックを踏まえてフォン・ライデン版『自然法論』の問題点を指摘した、ロバート・ホーヴィツ（Robert Horwitz）等による新訳を読んだことにある。⁽⁸⁾管見に属するかぎり、ホーヴィツ版の意義を踏まえて、「自然法論」と「統治二論」の関係を問い合わせ直した日本語文献はほとんど存在しないので、本稿を公表する意義も多少はあることを期待したい。ただし、本稿は、私の本来のフィールドである（はずの）憲法思想史研究の「余滴」として執筆されたため、憲法学の問題関心とは縁遠い考察が叙述の大部分を占める。この点はあらかじめお断りしておきたい。

一 ロック政治思想における『自然法論』の地位

ロック政治思想の形成過程に『自然法論』を位置付けるに当たっては、ロックが『自然法論』を書いたのはなぜかという問題を考察しておく必要があるだろう。この場合、ロックの最初期の政治思想が示された『世俗権力論 Two Tracts on Government』と『自然法論』の関係がまず問わねばなるまい。⁽⁹⁾ では、この問題に関して最初に、『自然法論』の編者であるフォン・ライデン自身の説明を見てみよう。

フォン・ライデンによれば、『世俗権力論』はロックが自然法研究に取り組んだ条件を照射するものである。ロックは「英語論文」の冒頭において、法は究極的には神の権威からのみその拘束力を引き出していること、神は自然法と啓示によって自己の意志を知らしめるがその場合、人間は服従と従順以外の選択肢を有さないことを論じてい⁽¹⁰⁾る。このロックの発言に注目して、フォン・ライデンは、ロックは「自然法」の観念によってバグショーによる「自然権」への訴えを掘り崩したのだと論ずる。礼拝における非本質的事項に対する世俗的為政者の絶対的権力をロックが擁護しようとするならば、その世俗的為政者への服従が神の意志したものであることを論証しなければならない。そこで、政治権力の基礎にある正統性根拠としての自然法に対する理論的考察が必要となる。

しかしながら、「英語論文」はバグショウ論文への論駁に終始しており、その結果、世俗政府の起源や政治義務の本質といった理論的問題に立ち入ることがなかつた。フォン・ライデンによれば、ロックは「ラテン語論文」において、「英語論文」に示された自らの主張を一般的な觀点から學問的に整序したものとされ、その知的當為の延長線上に『自然法論』が位置付けられる。⁽¹¹⁾ フォン・ライデンは、『自然法論』に展開されたロックの自然法論は、後期の著作において詳しく検討されることがなかつたけれども、その自然法論はロックの成熟期の政治理論・哲学の重要な

な前提となつたのであり、『自然法論』での論証、観念、描写等が後期の著作の中でも利用されていることから見ても分かるとおり、『自然法論』はロックが思想形成をしていく上でインスピレーションを与えたのだと論じている。⁽¹³⁾また、『自然法論』に対する積極的な評価をする上で、フォン・ライデンがロックの自然法理解をキリスト教自然法論の伝統に明確に位置付けていることも併せて確認しておきたい。

ダン(John Dunn)は、『自然法論』の執筆によって生じたのは、知的能力のプラグマティックな利用（『世俗権力論』を指す）から、真の知的営為への転換、すなわち政治論議から哲学への移動であると論じる。特に注目されるのは、ロックが自分自身の思想的・理論的問題関心に解決を与えるために『世俗権力論』を執筆したとは考えがたいが、『自然法論』はまさにそのような性格の著作として理解できるとの指摘である。⁽¹⁴⁾『自然法論』には一貫性を欠く叙述が散見され、理論的整合性という観点からは問題の少くない著作なのだが、ダンのように『自然法論』を評価するのであれば、その非一貫性は、それが思考の結果ではなく、思考の過程そのものを記述したものだから、と説明できることになる。⁽¹⁵⁾ロック政治思想の形成過程を分析するという観点からみれば、『自然法論』の非一貫性はかえって、同書の価値を高める理由にもなりうる。⁽¹⁶⁾

ガフ(I.W.Gough)は『人間知性論』における快樂主義的用語の使用に注目して、『自然法論』と後期ロック思想の間の不一致の程度を強調することは誤りだと論ずる。本稿の関心からして注目されるのは、『自然法論』と後期ロック思想における自然法論の関連性・継承性が強調されることによつて、ロック政治思想の総体における「宗教的契機」の重要性が論証されていることである。「基本的には、ロックは、自然法は神の意志の表現であるがゆえに、自然法を義務的なものとして現われるけれども、かれの快樂主義そのものは、かれの宗教的信念と一致するように適合している」とガフは論じている。したがつて、ロックは

徹底的な快楽主義者でも、合理主義者でもなかつたし、『統治二論』における自然法思想も、個人主義的なものではなくて社会的なものであつた。⁽³⁵⁾ ガフの理解によれば、ロックは近代的な自然権思想家ではなくて、キリスト教自然法の伝統に属する自然法思想家という」とにならう。⁽³⁶⁾

【自然法論】をロック政治思想形成の「基点」と捉え、【自然法論】と【統治二論】の関連性を説く論者の多くが、ロック政治思想における「宗教的（＝キリスト教的）契機」を重視する点に注目しておきたい。たとえば、アシュクラフト（Richard Ashcraft）は、マクファーノン（C.B. Macpherson）やショットラウス（Leo Strauss）はロックとホッブズ（Thomas Hobbes）の共通性やロック政治思想の世俗性を論じてきたが、彼らが都合よく無視した著作が『自然法論』であり、その中にはホップズ的見解への批判やロックの宗教的信念が含まれていると論ずる。⁽³⁷⁾ また、タリー（James Tully）は、【自然法論】と【統治二論】におけるロック自然法論の「一貫性」を理由にして、「神の作品としての人間」という理解をロック所有論の基礎に置いた。この前提に立つてタリーは、ロック所有論の「原意」はイギリスの「共同体的所有」を政治社会の実定法で保障する「とある」という、相当にユニークなロック所有論を展開したのであつた。

III 『自然法論』の地位の再検討

以上のような【自然法論】の評価・理解に対して、ホーヴィッツ版は根本的な問題提起をしていると私は評価する。まず注目されるのは、フォン・ライデンが、自然法に関するロックの手稿に“Essay”という題名を付したのに対して、ホーヴィッツ等が意図的に“Essay”的語を避け、“Question”という題名を付した点であろう。なぜ“Question”

なのか。それは、ロックが自然法に関する様々な問題点を書き留めてみた、という意味において“Question”なのである。⁽²⁴⁾すなわち、当時のオックスフォード大学の教育の中でお支配的であった後期スコラ学の伝統における“Question”であり、それは大学教育における討論演習（disputation）のためのものであった。ホーヴィッツによれば、ロック自身がこのような討論演習に精通していたことは疑いないし、自然法に関する彼の手稿には討論演習の全ての要素が示されている。⁽²⁵⁾

それでは、“Essay”が“Question”に変わることによって、『自然法論』（ホーヴィッツ等の主張に従えば、『自然法に関する諸問題』）と訳すべきかもしれないが、叙述の便宜上、『自然法論』という題名を以下でも利用する）がロック思想形成史において有する意味も変わるのだろうか。ホーヴィッツは次のように論じている。「一つだけ確かなことがある。すなわち、もし、自然法に関するロックの考察が、若き著作家によって完成されないままに終わつた異質の学者ぶつた『論文』としてではなく、技術的に高度に組織化された討論演習へと統合された討論演習のための諸問題を丁寧に述べたものからなる著作として分析されるならば、自然法に関するロックの考察は顕著に異なる意味をもつてくる」⁽²⁶⁾。たとえば、『自然法論』の中に存在する「非一貫性」も、それが討論演習のために書かれたと考えるならば、容易に納得がいくとホーヴィッツは述べる。⁽²⁷⁾そして、『自然法論』がロック自身の問題に対する彼の熟考の過程とその成果を示す著作ではないとすれば、そこで示された自然法の叙述と、『統治二論』におけるそれを直ちに連結することについて、私たちは十分に慎重であるべきだといえよう。⁽²⁸⁾

ホーヴィッツの問題提起において特に注目される点は、フォン・ライデンが“Essay”と名付けることによって、ロックをキリスト教自然法の伝統の嫡流に位置付けてしまったことに対する彼の批判である。このことが如実に示されるのは、ロック自身が“deus”と小文字で書いたものをフォン・ライデンが全て“Deus”と大文字に書き換え、英

訳においては“God”と表記した点である。⁽⁴⁾ 極端な例を挙げれば、ロック本人がわざわざ筆記者の“Dei”を“dei”に書き直した部分を、フォン・ライデンが再び“Dei”へと改めている部分さえある。⁽⁵⁾ フォン・ライデンは、“dei”を“Dei”に書き替えることによって、ロックにおける“god”が聖書の“God”であること、すなわち、「キリスト教自然法の伝統における神」⁽⁶⁾ であると私たちが理解するように求めていたのだ。

しかし、『人間知性論』を素材としてロックとティレル (James Tyrrell) の間で交わされた書簡を分析しつつ、ホーヴィッツは次のような興味深い指摘をする。ロックは批判者への再批判を行ないつつも、最も重要な論点を適切な形で明確化しようとしなかつた。その論点とは、神法と自然法の関係、超自然的啓示の地位、魂の不滅性といった問題であったが、このような基本的問題を未解決のままにすることによって、ロックは自己の自然法理解が相互に対立する解釈を可能とする余地を残したのである。ロックの自然法理解は、キリスト教自然法として理解することも、非キリスト教的なそれとして理解することも可能であったのだが、ロックは意図的にどちらの解釈も可能なままに放置したとホーヴィッツは考える。⁽⁷⁾

同時代の批判者たちが、ロックに対して神法と聖書を明確に同定するよう求めたにもかかわらず、ロックはその要求を拒絶した。⁽⁸⁾ この点でも興味深いのは、前述した文通の過程でロックがティレルに送った書簡である。その中でロックは、神が超自然的啓示によって示した言葉・規範は、聖書の叙述（モーゼやキリストの法）のみに限られるわけではなく、コーランやサンスクリットも排除されるべきではないと論ずる。『人間知性論』におけるロックの目的からすれば、人々が神法と理解されているものによって自らの行為の是非を判断しており、そのことによつて道徳の観念が彼らに与えられていれば、それで十分なのである。また、自然法と聖書の関係を明らかにせよとする批判に対しては、「福音以前の人間は人類の一部ではないのか」と問い合わせることによって、自然法と聖書に示される

た神法との関係を分離しておくことは必要かつ正しいとロックは論じた。⁽³⁾ このティレル宛ての書簡を重視する場合、ホーヴィッツの指摘にはかなりの説得力があるといえるだろう。

本稿における『自然法論』の理解・評価が妥当であるならば、『自然法論』の叙述を過剰に『統治二論』の中に読む込むことには、大きな落とし穴があるといえそうである。拙著において、私が『自然法論』の検討を省いたのは、『自然法論』から『統治二論』へと向かう「ロック自然法思想の発展過程」⁽⁴⁾という見方に対しても懐疑的である方が、『統治二論』の歴史的意味内容を明らかにできると考えたからである。

四 アメリカ先住民観の転換とその意味

本節と次節の課題は、『自然法論』と『統治二論』に示されたロックの政治論・社会観における重大な差異を明らかにすることによって、『統治二論』を理解する際に、『自然法論』を参考することは、かえつて『統治二論』の理解を妨げる恐れがあることを指摘することにある。

この問題関心からみてまず注目されるのが、非ヨーロッパ地域の人々、特にアメリカ大陸の先住民に対する認識の根本的転換である。『自然法論』では、自然法は生得観念ではないと論証する際に、もし自然法が生得観念であるとすれば、「幼児や無學な人々や、制度もなく法もなく何らの知識ないし文化もなく、自然に従つて生活している」とされる、野蛮な諸部族」こそ自然法をよく理解しているはずなのに、そういう事実は存在しないとロックは論じていた。⁽⁵⁾ その上で、ロックは述べる。

「しかし、なんとこれらの人々の道徳は美德からかけ離れたものであり、人間性の感覚とは無縁なものであるとか。彼らのように移り気な信仰、余りに頻繁な背信、かくも恐ろしき殘忍さは、他には見られないものである。そして彼らは人を殺害し、同族を殺すことによって、自分たちの神と自分自身の守護霊のために、それらを犠牲として捧げるのである。旧世界と新世界の歴史や旅行者の物語を調べる者は誰であれ、以上のことを容易に知ることができる。また、これらの野蛮で粗野な人々のほとんどの間には、敬虔や寛大や誠実や純潔やその他の美德はひとかけらもなく、彼らは掠奪や窃盗や淫乱や殺害をやりながら悲惨な生活をしているのだから、このような人々の間で自然法が最もよく知られ守られているとは、何人も信じることはできないであろう」。⁽³³⁾

一方、『統治二論』においてアメリカ先住民はいかに描写されていたか。たとえば、ロックは政治社会と政府が「自然的自由」⁽³⁴⁾にあつた人間によつて自發的に形成された場合があることを論証するために、アメリカの事例を引く。よつて、アメリカ先住民は『統治二論』に示された自然法が支配する自然状態において生活していたことになる。また、对外戦争に対する防衛の必要性から、戦闘を指揮する人間に政治的の権威が与えられていく場合を論じるにあたつて、ロックはアメリカ先住民の王を具体例として挙げつつ、そのように对外戦争に対する防衛の必要性から支配権が一人の人間に委ねられる時代を「貧しいけれども、正直な時代」、「黄金時代」と呼んでいる。⁽³⁵⁾このようないきなロックの立場に一種の「原始信仰」を見る者さえいるが、ともあれ、アメリカ先住民に対する評価が一変していきことに注目したい。

次に注目されるのは、『自然法論』においては、「実際、全人類の相続財産は常に同一であり、人口の増加に比例してふえるものではない」とロックが論じていた点である。ロックによれば、世界内に存在する財産の総量は人間

の必要や欲望に見合つて増大するものではないから、一方で誰かが富裕になるということは、他方で別の誰かが犠牲にされていることになる。このような前提から、自然法の基礎を個人の利益に求める見解は、必然的に財産の侵害という自然法違反を惹起させることになるので、自然法の基礎たりえないとロックは論じている。ロックは、自然法の基礎が個人の利益にあるとするならば、必然的に「戦争状態」⁽⁴²⁾を招来せざるをえず、人間の共同生活は失われるであろうと主張する。

一方、「統治二論」でロックが人間労働による財産の増大を論じたことは、周知の事柄に属する。有名な一節を引用しておこう。

「あるいはまた労働に基づく所有が土地の共有に優越しうるといふことは、よく考えてみればそれほど不思議なことではない。というのも、全てのものに価値の差を与えるのは實に労働にはかならないからである。誰でも、煙草あるいは砂糖が植栽され、また小麦あるいは大麦が播かれている一エーカーの土地と、全く耕作されず共有のままにされている同じ一エーカーの土地の間に、どんな相違があるかを考えてみると面白い。そうすれば、労働による改良が価値の大部分を作るものであることが分かるであろう。人間の生存に有用な土地の生産物のうち、十分の九は労働の結果であると断定しても、それは非常に控えめな算定であろうと私は思う」（強調は原文）⁽⁴³⁾。

『統治二論』においては、自然に対する自己労働の投下による自然の征服を通じて自己のパーソンを拡大することによって、「自立・自律」する人間類型が論証され、全ての議論の前提とされる。このような「自律の人間類型」を自然状態の主体に設定したからこそ、ロックはホップズの「ゼロ・サム社会的な自然状態＝戦争状態」という前

提を取らずに済んだ。⁽⁴⁾よって、労働に基づく所有の増大に関する『自然法論』と『統治二論』の差異は、決定的な差異として評価されるべきといえよう。ところで、『自然法論』におけるロックのアメリカ先住民觀と、『統治二論』のそれが全く異なるものであることはすでに指摘したが、この先住民觀の転換と「労働による所有」の問題を相互連関させて考える場合、次のロックの言明は興味深い問題を提起しているように思われる。

「この点については、アメリカの諸部族(Nations)が示している例ほど、明瞭な証明はないだろう。彼らは土地を豊富に持つてゐるが、その生活を快適にするものについては全てにわたつて貧弱である。自然は彼らに、食料、衣服および嗜好品として役立つものを豊富に生産するのに適した肥沃な土地を他の人々と比べても氣前よく与えたのである。しかし、その土地を労働によつて改良することをしなかつたため、われわれが享受している利便の百分の一も持つていない。したがつて、その広大で豊穣な領地の王は、イングランドの日雇労働者よりも衣食住において劣つてゐるのである」(強調は原文)⁽⁵⁾。

この叙述を「同意なしの所有」の合理化としてのみならず、「同意なしの植民」の合理化として解釈する立場が近年、有力になつてきてゐる。⁽⁶⁾たとえば、タリーによれば、イギリスの植民者たちは、アメリカ大陸への植民が進むにつれて、彼らが先住民の土地を無断で(先住民の同意なしに)領有できるのは、先住民が土地を適切な方法で利用・領有することなく荒地のままに放置してあるからだと論じるようになつた。そして、ロックが「所有について」の章で示した論理は、まさにこの植民者たちの主張を支持するものだつた。土地を適切に利用・領有することをしないアメリカ先住民が、自らの先祖伝來の土地に対する所有権を主張し、植民者は先住民に対して相当な代価を支払うことによつて土地を取得すべきと要求することは、ロックの論理に従えば、許されざる手段に基づいて自

らの所有を拡大しようとする悪行と評価される。⁽⁴⁸⁾ したがって、もし先住民がこのような権利主張をした場合、彼ら先住民は「争い好きな人々」として非難されることになる。⁽⁴⁹⁾

『統治二論』における先住民觀が『自然法論』のそれとは一変している事実に注目したいのは、まさにこの文脈においてなのである。『自然法論』では、先住民は道徳的生活を行なう能力を完全に欠如する存在として描きだされた。他方、『統治二論』では、生来的には自然法に従つた道徳的な生活を営む能力を有する人間として先住民が描きだされている。しかし、彼らはヨーロッパ世界との交渉の中で貨幣を知ったために、必要以上に所有を拡大する術を覚え、欲望を不自然に拡大させた。欲望の拡大自体が悪なのではない。欲望の実現のされ方に問題があるので⁽⁵⁰⁾。ロックの論理に従えば、この先住民の拡大した欲望は、労働を投下されずに荒地のまま放置された彼らの先祖伝來の土地全体に対する所有権を主張して、その土地を植民者に売却することで獲得される貨幣によって充足されるべきではなく、イギリス植民者に倣い、市場向けの農業經營に自ら従事すること（勤勉な労働）によつて充足されなければならない。換言すれば、先住民といえども、伝統的な生活習慣を清算し、市場社会の論理に順応することによつて、自己の自然権を具体化しなければならない。⁽⁵¹⁾ 『自然法論』とは異なり、『統治二論』における先住民は、潜在的能力があるにもかかわらず、「勤勉な労働」を怠つて、法外な要求をしていることになるから、先住民に対する非難の意味も変わつてこざるをえまい。

タリーと同様に、ロック所有論を「同意なしの植民」の正当化論に位置付けたアーニール（Barbara Aneil）は、以上の論理を「同化の論理」と読んで、先住民の文化・伝統・共同体を擁護する立場から、リベラリズムとコロニアリアズムの生来的な共犯関係を告発する。⁽⁵²⁾ 私は彼女のリベラリズム批判に同調するつもりはないが、それにしても、現代政治理論の文脈で『統治二論』が痛烈に批判される「榮誉」を得るのは、それが『自然法論』とは対照的な政

治論・社会観を提示しているからであるという事実は、記憶しておく価値がありそうである。^註

五 「個別の服従義務」と近代主権国家

『自然法論』と『統治二論』を比較検討することで見えてくるのが、ロック政治思想における「近代主権国家」観念の形成という問題である。『自然法論』においてロックは、世俗的為政者の権威は究極的には自然法に基づき付けられており、したがって、われわれは国王の実力による強制によって服従するのではなくて、自然法が自己の上位者に従うべきことを命令するので良心に基づいて服従するのだと論ずる。全ての為政者の権力の正統性の根拠が自然法にあると論じるロックは、「もし自然法を廃してしまったら、人類のあいだには同時に、一切の政治体も権威も秩序も社会もなくなってしまうであろう」と述べる。⁽⁵⁾一方、『統治二論』においてロックは、統治権力への服従が全ての人間の義務であることは認めるにせよ、どの権力に自分は服従すべきなのかという問題が残るはずだと論ずる。世界の中に合法的権力が存在することを論証するだけでは、人間を「臣民（＝政治社会の一員）」とするには不十分であり、その正統な権力が帰属する主体を明確化し、そのことを私たちが明晰に知覚する方法が存在しなければならない。ロックによれば、世界の平和を破壊する原因となつた論争点とは、「権力は存在するか」とか、「権力の正統性はどこに由来するか」というものではなくて、「誰が権力を持つべきなのか」というものであった。⁽⁶⁾『統治二論』で問っていた問題は「個人は権力に服従すべきか」という「一般的服従義務」ではなくて、「誰に服従すべきか」という「個別の服従義務」であったのである。

ライリー（Patrick Riley）によれば、既知の政府が複数存在する場合に、任意の個人がどちらの政府に服従すべき

かを自然法は教えない。ロックにとつて社会契約という論理が不可欠であった理由は、自然法のみでは領域的な支配を行なう国家（＝政治社会）を創出できないからであった。」⁵⁴このような主張をするライリーは、『自然法論』におけるロックの叙述は、世俗的為政者の正統な権威を神の権力の委託という観点から定義するのみであつて、これは社会契約論とは呼べず、パウロ的な世俗的国家觀であるとする。一方、『統治二論』においては、ロックが自然法論者としての一面を失つていなかにせよ、人間の自發的行為である社会契約論を媒介として成立する政府と政治的義務が重要性を有することになる。『自然法論』と『統治二論』では、ロックが想定する世俗的権力觀（＝国家觀）においても、重要な差異が存在していたのである。⁵⁵

もちろん、ライリーの指摘する国家觀の差異が、ロック政治思想にとって周縁的な意味しか持たないのであれば、『統治二論』を研究する際に『自然法論』の参考を禁欲する必要はないといえよう。しかし、私の理解では、前述した「個別的服従義務」の論点は、『統治二論』の執筆目的との関係で決定的な重要性を有していた。以下、簡単に説明してみよう。

『統治二論』の論駁対象であるフィルマー（Robert Filmer）は、個人の同意に基づく政府は脆弱でアナーキーをもたらすと批判する一方（自由な個人の同意は自由に撤回できるはずだから）、「默示的同意」の論法は実効的支配を行つてゐる統治者を全て「默示的同意」の対象として説明できることになるので、結局はデ・ファクトな服従理論に過ぎないことを看破した。⁵⁶このようなフィルマーの「原始契約」批判に対し、ロックは自分がえて「自然的自由」の立場に立つことを明言し、フィルマーの議論こそ、実はデ・ファクトな服従理論に過ぎないことを論証したのであつた。特にロックが周到に説き明かしたのは、フィルマーの議論に依拠する場合、現在のヨーロッパ（＝領邦国家が割拠する状態）においては、誰の権力に服すべきかが明らかにされないとということであつた。前述した

とおり、ロックによれば、個人が何らかの統治に服従するべきであること（＝一般的服従義務）の論証は、特定の統治に服従する義務（＝個別的服従義務）の論証まで含むものではなく、そのため、特定の個人を特定の政治社会の一員とするためには不十分なのである。よって、フィルマー批判を敢行するロックがもし『自然法論』を再読したらならば、その国家観の致命的な欠陥に気づいたはずである。

「自然的自由」に基づく議論はアーネキーを招くとするフィルマーの批判に対して、ロックが自らの政治的立場を擁護するためには、各人の同意が恣意的には撤回しえないことを論証しつつ、それが「自然的自由」の原理と抵触しないことを明らかにしなければならなかつた。この問題を解決するためには、正統な政治権力と非正統な政治権力を峻別した上で、自然法に照らして正統な政治権力に対して自ら「明示的同意」を与えた者は、その政治権力が非正統なものへと堕落しないかぎり、自己の与えた同意を恣意的には撤回することが許されないと論ずることが有効であろう。ロックは述べる。

「ひとたび現実の合意および何らかの明示の宣言によつて、いざれかの国家の一員となることに同意した者は、無期限かつ必然的にその国家の臣民であらねばならず、変わることなしにそつであり続けなければならないのであつて、決して再び自然状態の自由に復することはできないのである。ただし、何かの災難によつて彼の服する政府が解体するに到るか、あるいは何かの公的な行為によつて、彼がその国家の構成員であることをもはや認めないとされるか、そのいざれかの場合はこの限りではない」^(脚)。

グラント (Ruth Grant) もいづとり、正統的な政治権力と非正統的な政治権力の峻別が維持されるべきであると

すれば、「政府解体論」とそれに基づく抵抗権行使の擁護論は、正統的な統治に対しても服従する義務の正当化を含むことになる。⁽⁴⁶⁾拙著の2章で検討したが、宗教的に敵対するイギリス人を「国民国家」へと統合することが、ロック寛容思想の課題であつたとすれば、ある特定領域を主権的に支配する政府（換言すれば、「神の国」ではなく、領邦国家としての近代主権国家）に対して、信仰を異にする人々（＝国民）が服従する義務を負うことの論証は、ロック政治理論にとって必要不可欠な作業であつたといえよう。⁽⁴⁷⁾よつて、『自然法論』と『統治二論』における国家観の差異は決定的であると私は評価する。ならば、少なくとも、憲法学・憲法思想史の観点からみる場合、『自然法論』と『統治二論』の継承性・共通性を過度に強調するべきでないとはいえるだろう。

六 結びに代えて

以上のとおり、『自然法論』と『統治二論』のそれぞれにおけるロックの政治理論・社会観には、憲法学・憲法思想史の問題関心からみる場合、決定的ともいべき差異が存在する。また、「一」と「三」での考察を踏まえると、『自然法論』から『統治二論』へと向かう「ロック自然法思想の発展過程」という見方に対しても懷疑的である方が、「統治二論」の歴史的意味内容を明らかにできるように思われる。自然法に関する抽象的・一般的なレベルでの共通性を強調することによって、『自然法論』におけるロックの政治理論・倫理感と『統治二論』におけるそれとの類似性・繼承性を論じる見解も少なくはないが、『統治二論』に示されたロック立憲主義思想の歴史的意味内容を明らかにするという課題を設定する場合には、そのような繼承性を重視する見解や評価を批判的に吟味した上で、参考すべきところは参考にする、という慎重な態度が必要であろう。

では、なぜ、『統治二論』においてロックは、それまでの自分の見解とは決定的に異なる政治理論を開陳したのだろうか。このことを明らかにするためには、排斥法奪闘争期における『統治二論』の執筆過程を歴史的に検証し、さらに『統治二論』が名誉革命期に公刊されたことの意味を歴史的に解明することが必要であると私は考えた。拙著の中核を成す4章と5章はこの作業に費やされている。他方、「一」でも述べたとおり、拙著は、『自然法論』に全く言及するところがない。もちろん、拙著における「『自然法論』の不在」という事態の最大の原因是、私の能力不足にある。しかし、私の乏しい能力は、『自然法論』の検討ではなく、もつと別な問題に振り向ける方が有意義であると当時の私は考えた。そして、私がそのように判断した理由を明らかにすることが、本稿の目的であつたといえる。ならば、本稿は、私のロック研究の「余滴」というよりも、拙著への「補遺」といった方が正確なのかもしれない。

注

- (1) 愛敬浩二『近代立憲主義思想の原像——ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』（法律文化社、二〇〇三年）。以下では、「拙著」と略す。
- (2) 偶然、拙著と同時期に公刊された若手の政治思想研究者の著作においても、ロック政治思想を理解する上での必須の文献として『人間知性論』が検討されている。関谷昇『近代社会契約説の原理』（東京大学出版会、二〇〇三年）、中神由美子『実践としての政治 アートとしての政治』（創文社、二〇〇三年）。
- (3) 拙著の3章「ロック立憲主義思想の憲法史的前提」と7章「立憲主義思想史におけるロック政治思想の意義」を参照。この二章は特に、私が現代憲法学の理論的課題や問題関心を踏まえて『統治二論』にアプローチしたからこそ、取り上げる必要性が生

- じた論点を検討したものであり、そのため、従来のロック研究が十分な関心を払つてこなかつた（あるいは、少なくとも重要視してこなかつた）諸問題を考察の対象としている。
- (4) 抽著では必要な範囲で『人間知性論』を参照してはいるが、『自然法論』は一切参考していない。この選択は意図的なものである。
- (5) John Locke, *Essays on the Law of Nature*, ed. by W. von Leyden (Clarendon Press, 1954). 同版を利用する場合、以下では、「ELN」と略す。日本語訳として、浜林正夫訳「自然法論」『世界大思想全集・社会・宗教・科学思想篇2』（河出書房新社、一九六二年）所収があげ。以下では、「浜林訳」と略す。なお、本稿の訳文は浜林訳を参考にしてあるが、適宜訳文を変更している。
- (6) Edward J. Harpham, "Locke's Two Treatises in Perspective" in *John Locke's Two Treatises of Government*, ed. by E. J. Harpham (University Press of Kansas, 1992) p. 5.
- (7) 中田正司「増補 ジョン・ロック研究」（未来社、一九七五年）111～112頁。浜林正夫『ロック』（研究社出版、一九九六年）1111～1117頁も併せて参照。
- (8) John Locke, *Questions Concerning the Law of Nature*, eds. by Robert Horwitz et al. (Cornell University Press, 1990). 以下、「QCLN」と略す。同版の研究史上の意義を知るために、中村恒矩「ジョン・ロック自然法思想再考」経済志林五九巻一号（一九九一年）を参照。
- (9) 「世俗権力論」とは、王政復古の時期に公刊されたエドワード・バグショウ（Edward Bugsho）の論文「宗教上の礼拝における非本質的事項に関する大問題」を論駁するべく、ロックが執筆した二つの論稿の総称である。バグショウ論文を直接批判する英語論文（一六六〇年）と、その主張を理論的に展開したラテン語論文（一六六一年頃）から成る。John Locke, *Two Tracts on Government*, ed. by Philip Abrams (Cambridge University Press, 1967). 日本語訳として、友岡敏明訳「世俗権力論」（未来社、一九七六年）がある。ちなみに、『世俗権力論』の方は、抽著においても検討の対象とされている（2章）。

- 説論
- (10) Locke, *supra* note 9, p. 124. 浜林訳・一四〇頁^o
- (11) W. von Leyden, "Introduction" in ELN, pp. 25-28.
- (12) *Ibid.*, pp. 29-30.
- (13) *Ibid.*, p. 82.
- (14) *Ibid.*, pp. 30-43, 50-54.

(15) John Dunn, *The Political Thought of John Locke* (Cambridge University Press, 1969) pp. 19-21.

(16) 一〇六だけ、例を挙げておけば。

①第一論文の始めのパラグラフにおいて、ロックは自然法の生得観念性に肯定的な叙述をしている。すなわち、ロックは全ての被造物が神の意志に従つて生誕と生命の法則を持つてゐるのであって、この全宇宙の構成の内に、それぞれの本質にかなつた適切な運動法則を持たないものは存在しないと論じる。その上でロックは、人間だけがそのような法則を持たずして生まれてくるとは考えられないとして述べる。一見この叙述は自然法則を論じてゐるようには見えるが、ロックはそのような法則がいかなる名称で呼ばれてきたかをすぐに検討し、その名称の一いつとして「自然法」を挙げてゐる。ELN, pp. 108-111; QCLN, pp. 94-101. 浜林訳・一三九～一四〇頁。^oこの叙述からすると、ロックは自然法の生得観念性を承認してゐたものと思われる。他方、「自然法は人々の心の中に刻み付けられてゐるか」ところ問い合わせをしてたロックは、自然法が生得観念ではなくないとを詳細に論証している。ELN, pp. 136-145; QCLN, pp. 138-151. 浜林訳・一五一頁以下。

②「自然法は自然の光によつて知るができるか」を考察する部分の冒頭において、善惡の原則は全ての人々が承認するといふであり、野蛮人や兎も美德についてのある種の感覚があることは、自然法の存在を推測させるものであると論じておきながら（ELN, pp. 122-123; QCLN, pp. 118-119. 浜林訳・一四五頁）^oその後で制度も法も知識もなく最も自然に生きている野蛮人たちのモラルは全く美德とはかけ離れたものであり、人間的感情と無縁のものであつて、彼らの存在を思えば、自然法の生得性を

論じる。ELN, pp. 140-141; QCLN, pp. 144-145。浜林訳・一五二頁。

(17) Dunn, *supra* note 15, p. 21.

(18) 他方、ホーヴィッジによれば、『自然法論』でロックが多用する論述の方法は、まず一定の立場を明言し、それに権威性を付与しておきながら、徐々にその立場への疑問を提示して、時には最初の立場に矛盾する議論を行なうところである。そのため、「自然法論」でのロックの主張は本質的に暫定的なものであって、彼の持論を公言したものとは理解しない方が賢明だとホーヴィッジは論ずる。Robert Horwitz, "John Locke's *Questions Concerning the Law of Nature: A Commentary*" in *Interpretation*, vol. 19, no. 3, pp. 253, 255 (1992). 彼の主張に従うならば、前掲注¹⁶で例示した「非一貫性」は、ロックの叙述方法の現れに過ぎないに過ぎない。

(19) J. W. ガフ（高下輝雄訳）『ジョhn・ロックの政治哲学』（人間の科学社、一九七六年）一一一～一五頁。

(20) (19)の叙述は、ロック政治思想の近代性・世俗性を批判したレオ・シュトラウスが、「ロックに自然法は存在しない」と断じたことを念頭に置いたものである。同著（塚崎智・石崎嘉彦訳）『自然権と歴史』（昭和堂、一九八八年）一一一～一一一八頁を参照。

(21) Richard Ashcraft, "The Politics of John Locke's *Two Treatises of Government*" in *John Locke's Two Treatises of Government*, ed. by E. I. Harpham (University Press of Kansas, 1992) pp. 15-16. トマク・アーフィーが念頭におこころのば、シャーリー・ラウス・前掲注²⁰より。

(22) E. · マクヘーネス（藤野涉訳）『所有的個人主義の政治理論』（合同出版、一九八〇年）である。
James Tully, *A Discourse on Property* (Cambridge University Press, 1980) pp. 33-37, 46-47, 101-110, 122-127. 図書に示されたタリーの見解を、拙著・四六～四九頁で批判的に検討しておいた。

(23) Robert Horwitz, "Introduction" in QCLN, pp. 50-52. ハオル・ライアンとホーヴィッジの見解の差異は「論文」の数にも示されてゐる。ハオル・ライアンは"Essay"としての体裁を整えたものだけを取り上げてゐるのに対し、全部で八本の「論文」がある」といふ。

るのだが、ホーヴィッツ版は“Question”を全て掲載しているので、一一個の「問題」がある」とになる。

(24) Horwitz,*supra* note 23, pp.53-55. 大学における討論演習については、ジャック・ヴェルジエ（大高順雄訳）『中世の大学』（みすず書房、一九七九年）六三一～六六頁を参照。当時のロックは若き大学教師だった。彼はオクスフォード大学クライスト・チャーチのギリシア語講師、修辞学講師を経て、一六六三年から一年間、道德哲学監督官を務めた。浜林・前掲注(7)二三九頁以下に掲載された年表を参照。

(25) Horwitz, *supra* note 23, p. 55.

(26) *Ibid.*, p. 61. 前掲注(8)も参照。

(27) Diskin Clay, “Translator’s Introduction” in QCLN, pp. 79-81. は『自然法論』には「ロックの一一つの声」があると論ずる。一一つは聖書を援用する「キリスト教徒の声」であり、もう一つがギリシア哲学を援用する「異教徒の声」である。たとえば、「多数の神的存在が存在する」とも、その存在を認めるととも、神的存在が全く存在しない」と、存在しないと認める」と同様に、「不可能である」(ELN, pp. 174-175; QCLN, 194-195) というロックの言明は、「神教であるキリスト教だけを認める趣旨に聞こえるが、クレイの指摘に従えば、これは「一つの声」の一方が示されたに過ぎず、ロック自身の信条（眞情）を提示したものかどうかは直ちには分からない」となるべ。ただし、この引用部分をロックの信条（眞情）の吐露と解釈して、ロックを「キリスト教思想家」に位置付けるものとして、たとえば参考、友岡敏明「初期ロックの思想形成」田中正司・平野秋編『ジョン・ロック研究』（御茶の水書房、一九八〇年）一一三頁以下。

(28) Horwitz, *supra* note 23, pp. 46-50. フォン・ライデンの操作によつて、自然法に関するロックの手稿は完全に一神教的なトーンを持つてしまふ。討論演習で提起される生き生きとした問いは神学的ドグマの陳述へと転換されてしまったとホーヴィッツは批判する。*Ibid.*, p. 59.

(29) *Ibid.*, p. 55. フォン・ライデンは“deity”が非キリスト教の神を示している場合を除いて、全て大文字にしたと述べている。

von Leyden, *supra* note 11, p. 90. 他方、ロックがエジプト神話のアヌビス (Anubis) 頭がジャッカルの形をした神で死者の案内役³⁰を念頭に据え、[犬]を意味するイタノ語“Canis”を大文字にした上り、トホン・ライアンは「れを小文字に変更していき³¹。ELN, p. 174. ホーカイック版は大文字で表記されてしまふ。QCLN, p. 194. ハオハ・ライアン版において、非キリスト教の神々などは「神性」が剥奪されるものの一例である。

(30) Horwitz, *supra* note 23, pp. 57-58. ホーカイックが特に問題とするのは、「自然法は一般的同意によって知られるか」と云ふ「綱文」の冒頭の“Vox Populi vox dei”が“Vox Populi vox Dei”に変えた点である。ELN, pp. 160-161. 本文を読んでみれば、ロックはギリシア・ローマ等々の異教の「神」について論じてゐるのだから、冒頭の部分だけはキリスト教の「神」にのみ言及したと考える方が不合理的である。

(31) Horwitz, *supra* note 23, p. 58.

(32) *Ibid.*, pp. 20-28. ホーカイックの問題提起を肯定的に受け止める藤原保信は、ロックにおける「神」は異教の神をも含めたより広い口へトクペーにおいて理解されるべきであると論ずる。同著『自由主義の政治理論』(早稲田大学出版部、一九九七年) 一〇八頁。Horwitz, *supra* note 23, p. 22.

(33) Locke to James Tyrrell, 4 August 1690, in *The Correspondence of John Locke*, vol. 4, ed. by E.S. de Beer, Clarendon Press, pp. 110-113. ロックの皮肉な口調が最高に云ふ。「新約聖書における啓示された神の意志——」これはモーゼの律法から一千年前、天地創造から四千年后の人々に対して与えられた啓示でありまやが——に関して述べさせて頂ければ、福音以前に出生した人間は人類の一部ではなかつたが、あることは、福音はそれが啓示される以前に実はすでに啓示されていたかのいずれかでないかあり、どうして新約聖書における神の啓示を人類に与えられた法と呼ぶといふがどうゆのか、理解しがたゞといふのである。自然法は「人類に与えられた法」だから、もし「自然法の内容=新約聖書における神の啓示」と考へるのであれば、新約聖書成立以前の時代に生きていた人々は人類の一部でないことになる。他方、彼らも人類の一部だと云ふのであれば、実際に啓示が行われる以前に彼らは福

音の内容を知つてこたへるに至る。「いずれにしても馬鹿げた話だ」というのがロックの応答である。「論争家ロック」の面目躍如といえよう。なお、ロックはモーゼの律法についても、それはイスラエルの人々に向けられたものであつて、人類一般に対して与えられた法とは理解しえないと言ずる。

(35) 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』(名古屋大学出版会、1990年)六四頁は、「一神教のキリスト教神学を取り入れながら、多神教を明確に位置づけないロックの議論の曖昧さ」を批判する。他方、本稿の理解が妥当ならば、多神教を容認していながらも、キリスト教神学との緊張関係が露骨にならなくなつて、ロックは慎重な態度を取つていたと評することができる。

(36) ただし、Michael P. Zuckert, *Natural Rights and the New Republic* (Princeton University Press, 1994) pp. 187-216. はホーヴィッツ版を利用しつゝも、『自然法』の叙述に自然法に関するロック自身の思想を読み取り、『人間知性論』や『統治二論』くどつながるロックの思想に特有なテーマ（クロチウス自然法への批判）を見出している。『統治二論』の冒頭に示された自然法論は、『自然法論』で明確に述べられた自然法を単純化したのだと彼は讀ぐる。*Ibid.*, p. 217. とはいえ、ザッカートは單に新しいからホーヴィッツ版を利用したとのことなのや (*Ibid.*, p. 358. note 4)。ホーヴィッツの問題提起を然るべく受け止めた上で、彼らの版を利用したわけではなぬやうだ。また、J. B. Schneewind, "Locke's Moral Philosophy" in *The Cambridge Companion to Locke*, ed. by Vere Chappell (Cambridge University Press, 1994) p. 224, note 19. は『自然法論』が討論演習の形式を取つてゐるところホーヴィッツの指摘を受け容れてゐるが、そのいふが『自然法論』を解釈する上で重大な意味を持つことは考えないと、特に理由も付さずに断言する。確かに、この気持ちは分からぬではなし。『統治二論』における簡単な自然法の記述から、たゞいば、義務の本質に関するロック道徳哲学の詳細を読み取ることは難しいかひだ。*Ibid.*, p. 216.

ところで、ロック自身は『自然法論』を公刊する意思を持つてゐたのだろうか。換言すれば、いつか世に問うることを念頭においた、彼の思索の跡として同書を読むのとは——多くの研究者はそう読みたがるわけだが——正当化されるのだろうか。ホー

ヴィックの指摘するところによれば、自然法に関する手稿をロックは様々なノートやその他の書類の中へ上手に隠したもので、それらは今世紀に至るまで知られることがなかった。Horwitz, *supra* note 23, pp. 28-29. ジの事実を重視する場合、思想家本人が意図的に隠蔽しようとした手稿を利用して、その思想家の思想の歴史的意味を回復しようとするアプローチの是非について、一筋縄ではいかない方法論的な問題が生じよう。ただし、ガフ・ヤライデンは、ロッカが『自然法論』を公刊する意図を後年おも持つていたと推測しているので、彼らの『自然法論』の利用の仕方には一応の整合性がある。ガフ・前掲注⁽⁹⁾一四頁、von Leyden, *supra* note 11, p. 13. 一方、ホーヴィックは、自然法に関する考察の目的が何であれ、生前のいかなる時期においても、ロックにそれを出版する意図があつたとは考えられないこと論ずる。Horwitz, *supra* note 23, p. 33.

(37) ELN, pp. 138-141; QCLN, pp. 144-145. 浜林訳・一五三頁。なお、フォン・ハイトヘ版は“barbare illiae nationes”⁴⁸ “those primitive races”⁴⁹と英訳しており、浜林訳もそれに従つて「原始人」と訳している。しかし、ジの部分の叙述は、アリストテレスの「蛮人」の叙述（正確に云ふば、同一ロッパに受容されたアリストテレス哲学）と関連させて理解する方が、歴史的に正確であると思われる。ジの英訳は、ト・H・エリオット（越智武臣・川北總訳）『旧世界と新世界』（岩波書店、一九七五年）六七〇頁、Anthony Pagden, “Dispossessing the Barbarian” in *The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe*, ed. by A. Pagden (Cambridge University Press, 1987) pp. 90-92. を参照。ホーヴィック版によると、those barbarian nations”⁵⁰と英訳されてる。

(38) ELN, pp. 140-141; QCLN, pp. 144-147. 浜林訳・一五三頁。

(39) ST: 102, 105, pp. 335, 337. 伊藤訳・一一一六～一一一八頁。ロックは「原初的に全世界はアメリカであった」とも述べている。ST: 49, p. 301. 伊藤訳・一九〇頁。なお、『統治二論』からの引用は、第一論文を「FT」、第二論文を「ST」と略し、節の番号と本書が参考したテクストの頁を示す。たゞ、[ST: 49, p. 301] は第一論文の第四九節、テクストの二〇一頁を指示する。本稿が参考したテクストは、John Locke, *Two Treatises of Government*, student edition, ed. by Peter Laslett (Cambridge University Press, 1988) である。また、本稿の訳文は概ね、鶴飼信成訳『市民政府論』（拓波文庫、一九六八年）の訳文に用いられたものだが、読者の

便宜のため（鵜飼訳は第一論文のみ訳出）、伊藤宏之訳『全訳 統治論』（柏書房、一九九七年）の該当頁を示す。「伊藤訳」と略す。

(40) ST: 108-111, pp. 339-343. 伊藤訳・1111〇～111111頁。

(41) Dunn, *supra* note 15, p. 119. ただし、私は「」のよつた理解に賛成しない。当時の政治言説状況におけるロック政治思想の「個性」が、歴史を発展的に捉へる點であつたのだから。拙著・1116～1111頁。

(42) ELN, pp. 210-213; QCLN, pp. 244-249. 浜林訳・181～181頁。関連して、田中・前掲注(7)91～94頁を参照。

(43) ST: 40, p. 296. 伊藤訳・184～185頁。

(44) 「」の点を強調するものとして、田中・前掲注(7)93頁、石井幸三「ロック『政府』論（第二部）」における法的権利について

阪大法学九七・九八号（一九七六年）110六頁、中村恒矩「政治思想から経済思想へ」宮崎犀一・山中隆次編『市民的世界の思想圈』（新評論、一九八一年）114頁。併せて参考：Andrzej Rapaczynski, *Nature and Politics* (Cornell University Press, 1987) pp. 171-180.

(45) ST: 41, pp. 296-297. 伊藤訳・185頁。

(46) James Tully, *An Approach to Political Philosophy* (Cambridge University Press, 1993); Barbara Ameil, *John Locke and America* (Clarendon Press, 1996); 11)浦永光『ハシマ・ロックの市民的世界』（未来社、一九九七年）。Mark Goldie, "Introduction" in *The Reception of Locke's Politics*, vol. 1, ed. by Mark Goldie (Pickering & Chatto, 1999) p. lviii. によれば、「」の問題は、ポートヘッジ (J.G.A. Pocock) 等の研究によつて一八世紀政治思想に対するロック政治思想の影響力が減殺された後、改めてロック政治思想の影響力が誰がれるようになつた論点の一つである。なお、國方敬司「ロック『所有』論とアメリカ・ピューリタニズム」山形大学紀要（社会科学）二五卷一号（一九九四年）六五頁以下は、植民者の土地所有論がロック所有論に及ぼした影響の方を分析する。

(47) Tully, *supra* note 46, pp. 145-149, 169. Ameil, *supra* note 46, esp. pp. 16-19, 61-64, 169-170. 同様の指摘をする。ただし、ポート

クは、ロックの叙述と植民者の主張が一致してゐるとは確かだとしても、植民者の主張がロックの著作に依拠するものであることを述べては疑問としている。J.G.A. Pocock, "A Discourse of Sovereignty" in *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds.

by N. Phillipson & Q. Skinner (Cambridge University Press, 1993) p. 419. ポーロックは周知のとおり、「共和主義的伝統」に着目する。

一方で、十八世紀英米政治思想におけるロックの存在感を劇的に失わせた張本人である。ポーロックは「感想だらけ」。とは言え、アメリカ独立革命期において、ロック政治思想の影響力はやはり圧倒的だったことを改めて実証的に明らかにした研究もある。大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』（慶應義塾大学出版会、1100五年）。

(48) Tully, *supra* note 46, pp. 158-159. 同様の指摘をするものとして参照。Ruth Grant, *John Locke's Liberalism* (University of Chicago Press, 1987) p. 160. 先住民の権利主張をロック所有論がどのよべに「制約」やむのかを詳しく述べ分析するものとして参照。Arneil,

supra note 46, pp. 143-152.

(49) Tully, *supra* note 46, pp. 158-159. タリーが引用した「争い好きな人々」と云ふ言葉は、ロックの次の叙述からの援用である。

「神は世界を人類共有のものとして与えた。けれども、神はそれを彼らの利益のために、そして、彼らがそこから最大限の生活の便益を引き出すように与えたのであるから、世界がいつまでも共有で耕作されないままであるべきと神が考えていたとは想像されない。神は、それを勤勉で理性的な人々の利用に任せた（そして労働がそれに対する彼の権原となるべきであった）のであって、争い好きな人々の気紛れや食欲に任せたのではない」（強調は原文）。ST: 34, p. 291. 伊藤訳・一八〇頁。「争い好きな人々」が「勤勉で理性的な人々」と対置されて居ることに注意したい。ロックの思想体系において、「勤勉で理性的な人々」と対置されるところとは、最大級の非難を浴びて居ることを意味する。

(50) 当時の植民者は、彼らに土地を売る」とて利益を得る「しがやめる」とを知るまで、先住民は土地に対する欲望を持つてはなかつたと主張した。Tully, *supra* note 46, p. 159. ポーロックは、アメリカ先住民の社会が土地に対する強い結合意識を持つてゐる事実を認識する「したが、一口上官人はやつと拒絶しておだと述べている。Pocock, *supra* note 47, p. 419.

- 説論
- (51) Tully, *supra* note 46, p. 170; Arneil, *supra* note 46, pp. 138-141, 148-150, 165-167.
- (52) *Ibid.*, pp. 208-210.

(53) タリーの似たよさな観点からの近代立憲主義（＝近代リバーリズム）批判を行ふ。ロック所有論を「同意なし」の植民」と認む論者が一人いる、ゼバスト・ロロニアリズム的立場からのリバーリズム批判を開拓する点は興味深く。James Tully, *Strange Multiplicity* (Cambridge University Press, 1995) pp. 14-15, 52-57, 82. なお「拙著・111-1110頁でタリーの議論を批判的に検討」へ参った。タリード展開された私の議論は、アーリールの著書の結論部分への批評としても有効であることを述べる。

- (54) ELN, pp. 188-189; QCIN, pp. 212-213. 滨林訳・1711頁。

- (55) FT: 81, 106, pp. 202-203, 218-219. 伊藤訳・八八～八九、107頁。

- (56) Patrick Riley, "On Finding Equilibrium between Consent and Natural Law in Locke's Political Philosophy" *Political Studies*, vol. 22, pp. 426-439 (1974).

- (57) Sir Robert Filmer, *Patriarcha and Other Political Works*, ed. by Peter Laslett (Basil Blackwell, 1949) pp. 53, 82, 217-218, 225-226.

- (58) FT: 78-80, pp. 199-202. 伊藤訳・八五～八七頁。

- (59) ST: 121, p. 349. 伊藤訳・1110頁。

- (60) Grant, *supra* note 48, p. 54.

(61) ジュの問題が、現代憲法理論の関心対象としての立憲主義による重要な意味を持つことは論じる所のところ、長谷部恭男『憲法と平和を問ひなねか』（42～50新書、1100四年）四四頁以下を参照。